

令和5年12月20日（水）

【照会先】

青森労働局労働基準部

賃金室長 八木澤 朋宏

室長補佐 佐藤 英雄

（電話）017 - 734 - 4114（直通）

報道関係者 各位

## 青森県特定（産業別）最低賃金の改定について

～鉄鋼業及び電気機械器具等製造業について 令和6年1月19日から～

青森県鉄鋼業及び電気機械器具等製造業（略称）の改定については、本日（令和5年12月20日）付で公示（官報に掲載）され、改定後の最低賃金は下表のとおりとなり、令和6年1月19日から効力が発生することとなりました。

令和5年度の青森県鉄鋼業及び電気機械器具等製造業（略称）最低賃金の改定については、令和5年11月21日に、青森地方最低賃金審議会〔会長 石岡 隆司（いしおか りゅうじ）〕から、青森労働局長〔井嶋 俊幸（いじま としゆき）〕に対して答申が行われ、青森労働局長は、答申の内容についての異議申出の公示を行いました。

なお、申出期日（令和5年12月6日）までに異議申出は提出されなかったことから、異議申出に関する審議会は開催されませんでした。

### 最低賃金決定内容

最低賃金の件名	時間額 （円）	引上額（円）	効力発生日	
		引上率（％）		
特定 （産業別） 最低賃金	青森県鉄鋼業最低賃金	992	34	令和6年 1月19日
			3.55	
	青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	927	39	令和6年 1月19日
			4.39	
（参考） 青森県各種商品小売業最低賃金	921	39	令和5年 12月21日	
		4.42		
（参考） 青森県自動車小売業最低賃金	923	4	令和5年 12月21日	
		0.44		
（参考） 青森県最低賃金	898	45	令和5年 10月7日	
		5.28		

## 参 考

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと義務付けられているものです。

したがって、使用者が労働者に対し最低賃金未満の賃金しか支払っていなかった場合、その使用者は最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。

### 2 最低賃金の種類

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。特定最低賃金は、事業別(産業別)又は職種別に分類されますが、現在は、事業別(産業別)の最低賃金のみが設定されています。

#### (1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内のすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47の最低賃金が定められています。

#### (2) 特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で225の最低賃金が定められています(令和5年10月16日現在)。

### 3 青森県の特定(産業別)最低賃金

青森県の特定(産業別)最低賃金は、次の4業種が設定されています。

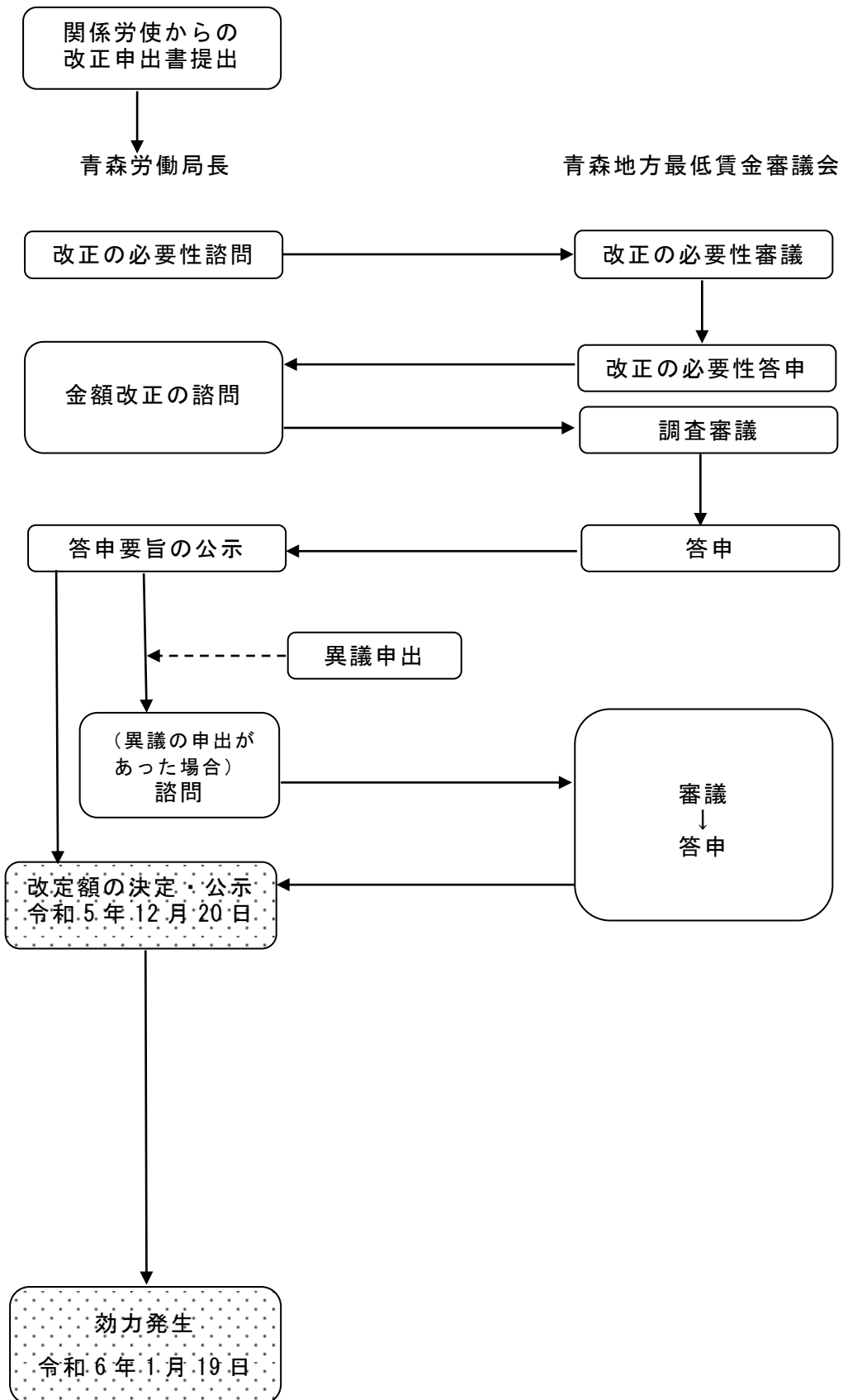
#### (1) 青森県鉄鋼業最低賃金

#### (2) 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

#### (3) 青森県各種商品小売業最低賃金

#### (4) 青森県自動車小売業最低賃金

5 特定（産業別）最低賃金（鉄鋼業及び電気機械器具等製造業）決定の仕組み



6 青森県特定(産業別)最低賃金の推移

(平成26年度以降)

業種	年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
鉄鋼業	時間額 (円)	800	816	835	855	877	900	903	929	958	992
電気機械器具 等製造業	時間額 (円)	735	750	765	785	806	829	833	859	888	927
各種商品小売業	時間額 (円)	727	743	758	777	798	821	825	852	882	921
自動車小売業	時間額 (円)	766	782	798	817	838	861	864	890	919	923

(参考：青森県最低賃金)

	年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
青森県 最低賃金	時間額 (円)	679	695	716	738	762	790	793	822	853	898